



20年の感謝

宝の都（くに）・大崎を未来へ

大崎市誕生 20 周年記念 地域活動支援事業補助金のご案内

【重要】 本補助金は予算の範囲内で交付します。予算がなくなり次第、申請期限前でも受付を終了します。

1 どんな補助金？（目的）

大崎市誕生 20 周年を記念し、「大崎市の宝（農畜産物，歴史，文化，自然，観光資源等）」を題材にした市内の地域活動（取組やイベント等）を支援する補助金です。

【市からのお願い】

本補助金を活用する事業には、**普段の活動にプラスして、「大崎市誕生 20 周年ならではの特別な企画や工夫」**をぜひ盛り込んでいただきますようお願いいたします！
みんなで 20 周年を盛り上げましょう。

2 誰が申請できる？（対象団体）

以下のすべてを満たす団体（複数団体の合同も可）が対象です。

- （1）会員の半数以上が、市内に在住・通勤・通学していること
（行政区，町内会等以外は上記を確認できる団体名簿をご提出願います。）
- （2）活動の拠点が市内にあること
- （3）暴力団員（過去 5 年以内を含む）が会員にいないこと
- （4）規約や会則等があり、代表者が決まっていること
- （5）その他、市長が適当と認める団体

3 どんな事業が対象？（対象事業）

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に、市内で実施する事業で、**「大崎市誕生 20 周年記念事業」等の冠（タイトル）を付けた**以下のいずれかの事業。

- （1）大崎市の宝を再確認し、20 周年の感謝と魅力を発信する事業
- （2）大崎市の宝を活用し、地域のさらなる活性化を促進する事業
- （3）大崎市の宝を未来へ継承する事業
- （4）その他、市長が特に認めるもの

【冠名称】 下記のいずれかをご使用ください。

「大崎市誕生 20 周年記念事業 20 年の感謝 宝の都（くに）・大崎を未来へ」
「大崎市誕生 20 周年記念事業」
「20 年の感謝 宝の都（くに）・大崎を未来へ」

【事業のアイデア例】 ※あくまでイメージです。補助対象となるかは要綱に基づく審査で決定します。

魅力発信：地域の宝を巡るまち歩きツアー、昔と今の写真展

活性化：複数エリアを回るスタンプラリー、伝統芸能の特別公演

継承：子ども向け郷土学習ワークショップ、伝統行事の体験会

【注意】対象外となる事業

国、県、市などの他の補助金をもらっている事業

専ら営利を目的とする事業

4 いくらもらえる？（補助額と対象経費）

補助率：（交付対象経費－売上金等）の 1/2（半分） ※1,000 円未満は切り捨て

上限額：（1）主に地域住民を対象とする事業：上限 10 万円

（2）広く市民等を対象とする事業：上限 20 万円

回数：1 団体につき、1 回・1 事業まで

【対象となる経費】

交付対象経費	
事業費	賃金 旅費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 賄材料費 通信運搬費 手数料 筆耕料 保険料 使用料 賃借 料 原材料費
会場費	会場借上料 会場設営費 会場撤去費 消耗品費 燃料費 光熱 水費 機材借用費
報償費	出演者謝礼 協力者謝礼
広告宣伝費	広告掲載費 印刷製本費 新聞折込手数料
委託費	警備委託 看板制作・設置委託等

※負担金、助成金、出店料、売上金、寄附金、協賛金、広告費等の自主財源がある場合は、交付対象経費から差し引いて計算します。

【対象とならない経費】（補助金は使えません。）

（1）団体の構成員に対する人件費

（2）飲食を目的とした経費（事業の実施に必要な賄材料費を除く。）

（3）備品等の財産の取得に係る経費

（4）工事費

（5）団体の経常的な経費（事務所等の賃貸料、事務機器のリース料、通信費、光熱水費等）

（6）専ら営利目的で行う事業に要する経費

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた経費

5 手続きの流れ（申請から支払いまで）

（１）交付の申請（様式第１号～第４号）

提出期限：令和９年３月１０日まで（※予算がなくなり次第終了）

申請書，団体概要，事業計画，収支予算，規約，会員名簿などを市へ提出します。
市が審査し，「交付決定通知書」をお送りします。

※大崎市誕生２０周年記念事業冠使用承認申請書につきましてもご提出願います。

冠名称 「大崎市誕生 20 周年記念事業 20 年の感謝 宝の都（くに）・大崎を未来へ」
「大崎市誕生 20 周年記念事業」
「20 年の感謝 宝の都（くに）・大崎を未来へ」

（２）事業の実施

20 周年記念事業であることを PRしながら事業を実施してください。

※内容を変更したい，または中止したい場合は，事前に市へ申請が必要です（様式第 6 号，第 8 号）。

（３）実績報告（様式第 11 号～第 13 号）

提出期限：事業完了から 1 カ月以内，または 翌年度 4 月 20 日のどちらか早い日
実績報告書，収支決算書，領収書の写し，チラシやパンフレット，事業の実施状況
が分かる写真，団体通帳の写し（事業収入がある場合）などを市へ提出します。

（４）補助金の確定と請求（様式第 15 号～第 16 号）

市が報告書を審査し，補助金の額を確定して通知します。

その後，市へ請求書を提出いただき，指定口座へ補助金をお支払いします。
（通帳の写しの添付）

※事業の性質上，どうしても前払いが必要な場合は「概算払」も可能です。

【お問合せ・提出先】

大崎市 市民協働推進部 政策課

電話：0229-23-2129

E-mail：seisaku@city.osaki.miyagi.jp

※本資料は概要です。詳細なルールや様式については，大崎市公式ウェブサイトに掲載
の「大崎市誕生 20 周年記念地域活動支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

